特別養護老人ホーム翁寿園 指定介護老人福祉施設 運営規程

第1章 総則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人淡路島福祉会が設置運営する指定介護福祉施設翁寿園(以下施設という)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、 入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与 その他の日常生活上の世 話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者(以下保険者という)、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 翁寿園
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内 373 番地の1

(利用定員)

第3条 指定介護福祉施設の利用定員は、50名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 事業所に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用者 の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種につい ては兼任又は兼務することができる。

(1)	施設長(管埋者)	1	名
(2)	事務員	1	名以上
(3)	生活相談員	1	名以上
(4)	介護職員	2 0	名以上
(5)	看護職員	3	名以上

(6)機能訓練指導員

1 名

(7) 介護支援専門員

1 名以上

(8) 医師

(1) 名

(9) 管理栄養士

1 名以上

(10) 調理員

5 名以上

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長(管理者)

施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設 長の職務の代行をする。

(2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事する。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(6)機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。(施設サービス計画書、認定調査)

(8) 医師

利用者の診察及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(9) 管理栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(10) 厨房職員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 責任者会議
- (2) サービス担当者会議
- (3)入所検討委員会
- (4) 主任会議
- (5) 看護師会議

- (6) 介護職員会議
- (7) 安全衛生委員会
- (8) 食事委員会
- (6) 衛生管理感染対策委員会
- (7) 事故防止検討委員会
- (8) 身体拘束ゼロ推進委員会
- (9) 虐待防止委員会
- (10) リハビリロ腔ケア委員会
- (11) 褥瘡対策委員会
- (12) ノーリフティングケア検討委員会
- (13) 行事委員会
- (14) 他 必要な会議は施設長が他に定める。
- 2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

- 第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、 利用者から利用料の一部として、該当指定介護福祉サービスについて厚生労働大臣が定める基 準により算定した費用の額から該当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得ら れた額の支払いを受ける。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 施設は前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 居住費 (短期入所においては個室または多床室の滞在費)
 - (2) 食費
 - (3) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用(特養)
 - (4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法
 - ○美理容代、喫茶代、出張販売(買い物)の利用及び、日用品(箱ティッシュ 70 円 歯磨き粉 234 円 歯ブラシ 275 円 ポリデント 1 箱 (72 個入) 1,390 円 アルカリ電池 切手等) 購入した額を請求する。
 - (6) 送迎に要する費用を徴収する。
 - (7) 指定介護福祉施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - (8) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者

又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、 利用者及び家族の同意を得るものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

- 第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。
- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅 において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等の照らし、居宅において日常生活を営む ことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれる こととなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療 サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者 又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者 の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者

証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に 配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第13条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第 14 条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称 を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 15 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

- 第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の 把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第2項及 び第3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

第17条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、 処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように、説明を行う。
- 4 施設はサービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

- 第 18 条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実の資するよう、利用者の心身の状況に 応じて、適切な技術をもって行う。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。入浴日は毎週 月曜日から土曜日とする。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に 行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第 19 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、 適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。
- (1) 朝食 午前8時00分から
- (2) 昼食 午後12時00分から
- (3) 夕食 午後18時00分から
- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うように努める。

(相談・援助)

第20条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

- 第21条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。
- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は その家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第22条 施設は、利用者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常 生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第23条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持 のための適切な措置をとる。
- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。 健康手帳を有しない者に付いてはこの限りでない。
- 3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第24条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概 ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘 案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退 院後再び当該施設に入所するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

- 第25条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その 旨を保険者に通知する。
 - (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、 要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

- 第26条 施設は、利用者の適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。
- 2 施設は当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇 に直接影響を及ぼさない業務につては限りではない。
- 3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第27条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療

機関八木病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第 28 条 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第29条 非常災害に備えて施設設備の点検整備を行い、避難・救出・その他必要な訓練を年2回 以上実施する。
- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第30条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

- 第31条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示)

第32条 施設は、見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

- 第33条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じ る。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第34条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介 することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第35条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ 適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。
- 2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(身体拘束の禁止)

- 第36条 施設は、入所者の行動を制限する身体拘束は行わない。ただし、入所者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとする。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止のための措置)

- 第37条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 虐待防止委員会の設置 (職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。)
 - (3)職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (4) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中及び入居者の居宅において、当該施設の職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速や

かに、これを市等に通報するものとする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(地域等との連携)

第38条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(暴力団等の影響の排除)

- 第39条 施設は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において当該相手方が暴力団員等でないことを書面で誓約させるなどの暴力団排除のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 施設は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、契約の相手方が暴力 団員等であることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる旨を 定めるよう努めるものとする。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第40条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

- 第41条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(法令との関係)

第42条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省並びに介護保険法の法令に定めると ころによる。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成23年 4月 1日から改定施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から改定施行する。 この規程は、平成28年 4月 1日から改定施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から改定施行する。

この規程は、令和 6年10月 1日から改定施行する。

特別養護老人ホーム翁寿園 指定地域密着型介護老人福祉施設 運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人淡路島福祉会が開設する特別養護老人ホーム翁寿園ユニット型地域密着型介護老人福祉施設(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正なユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービス(以下「地域密着型施設サービス」という。)の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

- 第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。
 - 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、 居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療 サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム 翁寿園

所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内 373-1

(利用定員)

第4条 施設は、その入居定員を18名とする。(ユニット型個室 18床)

- 2 ユニット数は2ユニットで、ユニットごとの入居定員は8名と10名とする。
- 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

第2章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤兼務) 施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
- (2) 医師 3名(非常勤兼務)

医師の職務は、入居者の健康管理及び療養上の指導とする。

(3) 生活相談員 1名以上(常勤兼務)

生活相談員の職務は、入退居に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、 苦情や相談等に関することとする。

(4) 介護及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 6名以上(常勤専従)

看護職員 3名以上(常勤兼務)

介護及び看護職員の職務は、介護職員は入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助 とし、看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 1名以上(常勤兼務)

管理栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を 行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名(常勤兼務)

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関する事と、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 1名以上(常勤兼務)

介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(8) 事務職員 1名以上(常勤兼務)

事務職員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(9) 調理員 5名以上(常勤兼務)

管理栄養士の指示を受けて、給食業務に従事する。

第3章 居室及び設備

(居室及び設備、備品等)

第6条 入居者の居室は全室個室とする。居室には、ベッド・枕元灯・ロッカー・ブザー(ナースコール)等を備品として備える。

(共同生活室)

第7条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、 共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

(調理室)

第8条 火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

(医務室)

第9条 施設は、入居者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。

医務室には、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

(浴室)

第10条 浴室は、入居者が使用し易いよう一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

(洗面設備及び便所)

第11条 洗面設備は居室ごと、便所はユニットごとに設ける。便所には、ブザー(ナースコール) を設置する。

(事務室)

第12条 事務室には、机・椅子、書類等の保管庫など必要な備品を備える。

(その他設備)

第13条 施設は、その他設備として、洗濯室・汚物処理室・相談室・静養室・宿直室・会議室・ エレベーター・避難滑り台などを設ける。

第4章 運営

(内容及び手続の説明と同意)

第14条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し、 運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると 認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居 申込者又はその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

- 第 15 条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。
 - 2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が 記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努 めることとする。

(稼働日)

第15条 施設の入居可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入居)

- 第16条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅に おいてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。
 - 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
 - 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他入居申込者に対し適切な便宜

を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設 を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退居)

- 第17条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活 を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その 入居が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退居のために 必要な援助を行う。
 - 2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入居者について、 その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生 活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。
 - 3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保 健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退居記録の記載)

第18条 施設は、入居に際しては入所の年月日並びに入居施設の種類及び名称を、退居に際して は退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとなる。

(取扱方針)

- 第19条 施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の 防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行う。
 - 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うこととする。
 - 3 施設の従業員は、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について 理解しやすいように説明を行う。
 - 4 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該入 居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行わない。
 - 5 施設は、前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。
 - 6 施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の質の評価 を行い、常にその改善を図ることとする。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

- 第20条 施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を 担当させる。
 - 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当

- 介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含め地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な 方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ て入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことがで きるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得ることとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ることとする。
- 6 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に 基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総 合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入居 者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を提供する上での留意事項を 記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。
- 7 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する指定地域密着型介護 老人福祉施設入居者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下 21 条において「担当者」 という。)を招集して行う会議をいう。以下第 4 章において同じ。)の開催、担当者に対 する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者か ら、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者 又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域 密着型施設サービス計画を入居者に交付する。
- 10 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入居者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、 必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
- 11 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこととする。
 - (1) 定期的に入居者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 12 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、 担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、 担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- (1) 入居者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入居者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(介護)

- 第22条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に 応じて、適切な技術をもって行うこととする。
 - 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清拭を行う。
 - 3 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替える。
 - 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための 体制を整備する。
 - 6 施設は、入居者に対し、全各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を 行う。
 - 7 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
 - 8 施設は、入居者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業 員以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

- 第23条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供 する。
 - 2 施設は、入居者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

- 第24条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。
 - 2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者については、要介護認定の申請が既に 行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏 まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
 - 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効機関の満了日三十日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第25条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。
 - 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者 又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。

- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 26 条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を 改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第27条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第28条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望 などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある 場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居する事ができるようにする事とする。

(管理者による管理)

第29条 施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務に従事することができる。

(利用料)

- 第30条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、 介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
 - 2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

- 第31条 施設は、前条の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入居から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
 - (1) 居住費 居室内トイレ設置なし(ユニット型個室 18 室)2,066 円(1 日あたり)
 - (2) 事務手数料 1,000円 (通帳預りの方のみ1ヶ月あたり) 内訳:預金通帳の保管、小遣いの入出金管理、各種税金の手続き等
 - (3) 食費 1,600円(1日あたり)

(4) 理美容代 実費

- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者 又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意 を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場 には予め入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。
- 3 施設は、第1項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の 額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供に関する請求書を入居者に対し て交付することとする。

(協力病院等)

- 第32条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めておく こととする。
 - 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めることとする。

(秘密の保持)

- 第33条 施設の職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
 - 2 施設は、施設の職員であった者が正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第34条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

- 第35条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市 及び利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 速やかに賠償をすることとする。

(緊急時等の対応)

第36条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた 場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を 行う等の措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第37条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員 及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。
 - (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
 - (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
 - (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。
 - 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(身体拘束の禁止)

- 第38条 施設は、入所者の行動を制限する身体拘束は行わない。ただし、入所者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとする。
 - 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
 - 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止のための措置)

- 第39条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 虐待防止委員会の設置(職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。)
 - (3) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (4) その他虐待防止のための必要な措置
 - 2 施設は、サービス提供中及び入居者の居宅において、当該施設の職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市等に通報するものとする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他の事項)

- 第40条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務 体制を定める。
 - 2 施設は、職員の資質向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
 - 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明を携行する

事により、入居者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかに することとする。

- 4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を深めることとする。
- 5 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 6 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。
- 第41条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が 別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から改定施行する。

この規程は、令和 6年 10月 1日から改定施行する。

特別養護老人ホーム翁寿園 指定短期入所生活介護 運営規程

第1章 総則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人淡路島福祉会が運営する指定短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態の利用者(以下「利用者」という。)がその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減をはかる。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、 居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努 める。

(事業所の名称等)

- 第2条 名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 特別養護老人ホーム 翁寿園
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は、10名とする。

第2章 職員及び職務内容

(職員の区分及び職務内容)

第4条 施設に次の職員を置く。 ※(従来型特養50床を含んだ職員配置)

(1)	管理者 (施設長)	1	名
(2)	事務員	1	名以上
(3)	生活相談員	1	名以上
(4)	介護職員	2 0	名以上
(5)	看護職員	3	名以上
(6)	機能訓練指導員	1	名以上
(7)	介護支援専門員	1	名以上
(8)	医師	(1)	名以上
(9)	管理栄養士	1	名以上

(10) 調理員

5 名以上

- 2 前項に定める者の他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。
- (1) 管理者(施設長)

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者(施設長)の職務の代行をする。

(2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。

(6)機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。(施設サービス計画書、認定調査)

(8) 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(9)管理栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

管理栄養士の指示を受けて、給食業務に従事する。

3 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料

(指定短期入所生活介護の内容)

第5条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりにする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り一部介助、全介助を行う。離床、 着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、できるだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者又は医師及び看護師は、常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、 適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談·援助

常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

指定短期入所生活介護を受けている利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

- イ 正当な理由なしに、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要 介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- ロ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用)

- 第6条 指定短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
 - (1) 自己負担額としては、保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。
- (2) 特別食費を徴収する。
- (3) 当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法
 - ○美理容代、喫茶代、出張販売(買い物)の利用及び、日用品(箱ティッシュ 70 円 歯磨き粉 234 円 歯ブラシ 275 円 ポリデント 1 箱 (72 個入) 1,390 円 アルカリ電池 切手等) 購入した額を請求する。
- (4) 送迎に要する費用を徴収する。
- (5) その他。

(送迎の実施地域)

- 第7条 通常送迎を実施する地域は、次のとおりとする。
- (1) 洲本市
- (2) 南あわじ市
- 2 特別な事情のある場合に限り、淡路市及び島外市町村にも送迎を実施する。

第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第8条 利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要 事項説明書で説明し、同意を得る。 (内容、手続き説明及び同意)

第9条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、 運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用者申込者のサービス選択に資すると認められる 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申 込者の同意を得る。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第 10 条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、 又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日 常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。
- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健 医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定短期入所生活介護の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

- 第13条 指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提供する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、 指定短期入所生活介護を提供するよう努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

- 第14条 指定短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用 申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われてい ない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を 行う。
- 2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が遅くとも、現在の要 介護認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第 15 条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 第 16 条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。
- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を 提供する。

(サービス提供の記録)

第 18 条 指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、 当該指定短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又 は居宅支援サービス費の額その他必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又は これに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第 19 条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第20条 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- 2 指定短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者 については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む 上で必要な援助を行う。
- 3 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制 限する行為 を行わない。

5 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成)

- 第21条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定短期入所生活介護の提供の開始前から、終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもりこんだ短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得る。
- 3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合に は、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲示)

第22条 指定短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務 体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第23条 指定短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第24条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し、特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

(苦情処理)

- 第25条 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助 言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第26条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、 又衛生上必要な措置を講じる。

(会計区分)

第27条 指定短期入所生活介護の事業の根拠となる事業所ごとに、経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護事業の会計と他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

- 第28条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応)

第29条 現に、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第30条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により、事故が発生した場合は、保険者、 当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措 置を講じる。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第31条 非常災害に備えて施設設備の点検整備を行い、避難・救出・その他必要な訓練を年2回 以上実施する。
 - (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
 - (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
 - (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。
- 第32条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定める ところによる。

第7章 身体拘束の禁止

(身体拘束の禁止)

第33条 施設は、入所者の行動を制限する身体拘束は行わない。ただし、入所者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその 家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解と 同意を得るものとし、その記録を 5 年間保存するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第8章 虐待防止のための措置

(虐待防止のための措置)

- 第34条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1)虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 虐待防止委員会の設置(職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。)
 - (3)職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (4) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中及び入居者の居宅において、当該施設の職員又は擁護者(利用者の 家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速 やかに、これを市等に通報するものとする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策につ いて、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとと もに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附 則

- この規程は、平成17年 1月11日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、平成19年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、平成22年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、平成23年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、令和 3年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、令和 6年10月1日から改定施行する。

特別養護老人ホーム翁寿園 指定介護予防短期入所生活介護 運営規程

第1章 総則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人淡路島福祉会が運営する指定介護予防短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、要支援状態の利用者(以下「利用者」という。)がその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減をはかる。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、 居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努 める。

(事業所の名称等)

- 第2条 名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 特別養護老人ホーム 翁寿園
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は、10名とする。

第2章 職員及び職務内容

(職員の区分及び職務内容)

第4条 施設に次の職員を置く。 ※(従来型特養50床を含んだ職員配置)

(1)	管理者 (施設長)	1	名
(2)	事務員	1	名以上
(3)	生活相談員	1	名以上
(4)	介護職員	2 0	名以上
(5)	看護職員	3	名以上
(6)	機能訓練指導員	1	名以上
(7)	介護支援専門員	1	名以上
(8)	医師	(1)	名以上
(9)	管理栄養士	1	名以上

(10) 調理員

5 名以上

- 2 前項に定める者の他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。
- (1) 管理者(施設長)

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者(施設長)の職務の代行をする。

(2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。

(6)機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。(施設サービス計画書、認定調査)

(8) 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(9)管理栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

栄養士の指示を受けて、給食業務に従事する。

3 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第5条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりにする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り一部介助、全介助を行う。離床、 着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、できるだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者又は医師及び看護師は、常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、 適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談·援助

常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

- イ 正当な理由なしに、指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことに より、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ロ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定介護予防短期入所生活介護の利用料及びその他の費用)

- 第6条 指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
 - (1) 自己負担額としては、保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。
- (2) 特別食費を徴収する。
- (3) 当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法
 - ○美理容代、喫茶代、出張販売(買い物)の利用及び、日用品(箱ティッシュ 70 円 歯磨 き粉 234 円 歯ブラシ 275 円 ポリデント 1 箱 (72 個入) 1,390 円 アルカリ電池 切手 等) 購入した額を請求する。
- (4) 送迎に要する費用を徴収する。
- (5) その他。

(送迎の実施地域)

- 第7条 通常送迎を実施する地域は、次のとおりとする。
- (1) 洲本市
- (2) 南あわじ市
- 2 特別な事情のある場合に限り、淡路市及び島外市町村にも送迎を実施する。

第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第8条 利用者が指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容、手続き説明及び同意)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用者申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第 10 条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、 又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日 常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。
- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定介護予防短期入所生活介護の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入 所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援 事業者への連絡、適切な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な 措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

- 第13条 指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提供する被保険者 証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、 指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

- 第14条 指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が遅くとも、現在の要 介護認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第 15 条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 第 16 条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。
- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 17 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第 18 条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護 の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを 受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要事項を、利用者の居宅サー ビス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第 19 条 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定介護予防短期入所生活介護の取扱方針)

- 第20条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、指定介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

5 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成)

- 第21条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から、終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもりこんだ指定介護予防短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 管理者は、指定介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得る。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲示)

第22条 指定介護予防短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員 等の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第23条 指定介護予防短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由 がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 24 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し、 特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供 与を行わない。

(苦情処理)

- 第25条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第26条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、 又衛生上必要な措置を講じる。

(会計区分)

第27条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の根拠となる事業所ごとに、経理を区分するとと もに、指定介護予防短期入所生活介護事業の会計と他の事業の会計を区分する。 (記録の整備)

- 第28条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の 日から2年間保存する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応)

第29条 現に、指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第30条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により、事故が発生した場合は、 保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第31条 非常災害に備えて施設設備の点検整備を行い、避難・救出・その他必要な訓練を年2回 以上実施する。
- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。
- 第32条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定める ところによる。

第7章 身体拘束の禁止

(身体拘束の禁止)

第33条 施設は、入所者の行動を制限する身体拘束は行わない。ただし、入所者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第8章 虐待防止のための措置

(虐待防止のための措置)

- 第34条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1)虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 虐待防止委員会の設置(職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。)
 - (3)職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (4) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中及び入居者の居宅において、当該施設の職員又は擁護者(利用者の 家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速 やかに、これを市等に通報するものとする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策につい て、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、 市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附則

- この規程は、平成17年 1月11日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、平成19年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、平成22年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、平成23年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、令和 3年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、令和 6年10月1日から改定施行する。

特別養護老人ホーム翁寿園 指定短期入所生活介護(ユニット空床型)運営規程

第1章 総則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人淡路島福祉会が運営する指定短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態の利用者(以下「利用者」という。)がその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減をはかる。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、 居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努 める。

(事業所の名称等)

- 第2条 名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 特別養護老人ホーム 翁寿園
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は、18名とする。(ユニット型個室18床) ユニット数は2ユニットで、ユニットごとの入居定員は8名と10名とする。

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種・員数及び職務の内容)

- 第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務) 施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
 - (2) 医師 3名(非常勤兼務) 医師の職務は、入居者の健康管理及び療養上の指導とする。
 - (3) 生活相談員 1名以上(常勤兼務) 生活相談員の職務は、入退居に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、 苦情や相談等に関することとする。
 - (4) 介護及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 6名以上(常勤専従)

看護職員 3名以上(常勤兼務)

介護及び看護職員の職務は、介護職員は入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助 とし、看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 1名以上(常勤兼務)

管理栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を 行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名(常勤兼務)

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関する事と、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 1名以上(常勤兼務)

介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(8) 事務職員 1名以上(常勤兼務) 事務職員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(9) 調理員 5名以上(常勤兼務) 管理栄養士の指示を受けて、給食業務に従事する。

※ 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料

(指定短期入所生活介護の内容)

第5条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりにする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り一部介助、全介助を行う。離床、 着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、できるだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3)健康管理

管理者又は医師及び看護師は、常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、 適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

(4)機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族から

の相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便官の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

指定短期入所生活介護を受けている利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

- イ 正当な理由なしに、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要 介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- ロ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用)

- 第6条 指定短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
 - (1) 自己負担額としては、保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。
- (2) 特別食費を徴収する。
- (3) 当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法
 - ○美理容代、喫茶代、出張販売(買い物)の利用及び、日用品(箱ティッシュ 70 円 歯磨き粉 234 円 歯ブラシ 275 円 ポリデント 1 箱 (72 個入) 1,390 円 アルカリ電池切手等) 購入した額を請求する。
- (4)送迎に要する費用を徴収する。
- (5) その他。

(送迎の実施地域)

- 第7条 通常送迎を実施する地域は、次のとおりとする。
- (1) 洲本市
- (2) 南あわじ市
- 2 特別な事情のある場合に限り、淡路市及び島外市町村にも送迎を実施する。

第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第8条 利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要 事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容、手続き説明及び同意)

第9条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、 運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用者申込者のサービス選択に資すると認められる 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申 込者の同意を得る。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第 10 条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、 又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日 常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。
- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健 医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第 11 条 指定短期入所生活介護の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

- 第 13 条 指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提供する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、 指定短期入所生活介護を提供するよう努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

- 第14条 指定短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用 申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われてい ない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を 行う。
- 2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が遅くとも、現在の要 介護認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第 15 条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 第 16 条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。
- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を 提供する。

(サービス提供の記録)

第 18 条 指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、 当該指定短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又 は居宅支援サービス費の額その他必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又は これに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第 19 条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第20条 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- 2 指定短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者 については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む 上で必要な援助を行う。
- 3 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制 限する行為 を行わない。
- 5 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成)

第21条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定短期入所生活介護の提 供の開始前から、終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの 提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項を もりこんだ短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得る。
- 3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合に は、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲示)

第22条 指定短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務 体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第23条 指定短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第24条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し、特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

(苦情処理)

- 第25条 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助 言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第26条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、 又衛生上必要な措置を講じる。

(会計区分)

第27条 指定短期入所生活介護の事業の根拠となる事業所ごとに、経理を区分するとともに、指 定短期入所生活介護事業の会計と他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

- 第28条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応)

第29条 現に、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた 場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ の連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第30条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により、事故が発生した場合は、保険者、 当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措 置を講じる。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第31条 非常災害に備えて施設設備の点検整備を行い、避難・救出・その他必要な訓練を年2回 以上実施する。
 - (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
 - (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
 - (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。
- 第32条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定める ところによる。

第7章 身体拘束の禁止

(身体拘束の禁止)

- 第33条 施設は、入所者の行動を制限する身体拘束は行わない。ただし、入所者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を 5 年間保存するものとする。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第8章 虐待防止のための措置

(虐待防止のための措置)

- 第34条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 虐待防止委員会の設置(職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。)
 - (3)職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (4) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中及び入居者の居宅において、当該施設の職員又は擁護者(利用者の 家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速 やかに、これを市等に通報するものとする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策につ いて、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとと もに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附則

- この規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、令和 6年10月 1日から改定施行する。

特別養護老人ホーム翁寿園 指定介護予防短期入所生活介護(ユニット空床型)運営規程

第1章 総則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人淡路島福祉会が運営する指定介護予防短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、要支援状態の利用者(以下「利用者」という。)がその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減をはかる。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、 居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努 める。

(事業所の名称等)

- 第2条 名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 特別養護老人ホーム 翁寿園
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は、18名とする。(ユニット型個室 18床) ユニット数は2ユニットで、ユニットごとの入居定員は8名と10名とする。

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種・員数及び職務の内容)

- 第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1 名 (常勤兼務) 施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
 - (2) 医師 3名(非常勤兼務) 医師の職務は、入居者の健康管理及び療養上の指導とする。
 - (3) 生活相談員 1名以上(常勤兼務) 生活相談員の職務は、入退居に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、 苦情や相談等に関することとする。
 - (4) 介護及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 6名以上(常勤専従)

看護職員 3名以上(常勤兼務)

介護及び看護職員の職務は、介護職員は入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助 とし、看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 1名以上(常勤兼務)

管理栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を 行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名(常勤兼務)

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関する事と、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 1名以上(常勤兼務)

介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(8) 事務職員 1名以上(常勤兼務) 事務職員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(9) 調理員 5名以上(常勤兼務)

管理栄養士の指示を受けて、給食業務に従事する。

※ 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第5条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりにする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、できるだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3)健康管理

管理者又は医師及び看護師は、常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、 適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

(4)機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談·援助

常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族から

の相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便官の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

- イ 正当な理由なしに、指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ロ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定介護予防短期入所生活介護の利用料及びその他の費用)

- 第6条 指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
 - (1) 自己負担額としては、保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。
- (2) 特別食費を徴収する。
- (3) 当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法
 - ○美理容代、喫茶代、出張販売(買い物)の利用及び、日用品(箱ティッシュ 70 円 歯磨き粉 234 円 歯ブラシ 275 円 ポリデント 1 箱 (72 個入) 1,390 円 アルカリ電池 切手等) 購入した額を請求する。
- (4)送迎に要する費用を徴収する。
- (5) その他。

(送迎の実施地域)

- 第7条 通常送迎を実施する地域は、次のとおりとする。
- (1) 洲本市
- (2) 南あわじ市
- 2 特別な事情のある場合に限り、淡路市及び島外市町村にも送迎を実施する。

第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第8条 利用者が指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容、手続き説明及び同意)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用者申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等につ

いて利用申込者の同意を得る。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第 10 条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、 又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日 常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。
- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第 11 条 指定介護予防短期入所生活介護の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

- 第 13 条 指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提供する被保険者 証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、 指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

- 第14条 指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が遅くとも、現在の要 介護認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第 15 条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 第 16 条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。
- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生 活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第 18 条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護 の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを 受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要事項を、利用者の居宅サー ビス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第 19 条 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定介護予防短期入所生活介護の取扱方針)

- 第20条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、指定介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成)

第21条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定介護予防短期入所生活

- 介護の提供の開始前から、終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもりこんだ指定介護予防短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 管理者は、指定介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得る。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲示)

第22条 指定介護予防短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員 等の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第23条 指定介護予防短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由 がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 24 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し、 特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供 与を行わない。

(苦情処理)

- 第25条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第26条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、 又衛生上必要な措置を講じる。

(会計区分)

第27条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の根拠となる事業所ごとに、経理を区分するとと もに、指定介護予防短期入所生活介護事業の会計と他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

- 第28条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応)

第29条 現に、指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主冶の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第30条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により、事故が発生した場合は、 保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第31条 非常災害に備えて施設設備の点検整備を行い、避難・救出・その他必要な訓練を年2回 以上実施する。
- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。
- 第32条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定める ところによる。

第7章 身体拘束の禁止

(身体拘束の禁止)

- 第33条 施設は、入所者の行動を制限する身体拘束は行わない。ただし、入所者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとする。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第8章 虐待防止のための措置

(虐待防止のための措置)

- 第34条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 虐待防止委員会の設置(職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。)
 - (3) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (4) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中及び入居者の居宅において、当該施設の職員又は擁護者(利用者の 家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速 やかに、これを市等に通報するものとする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策につ いて、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとと もに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附則

- この規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、令和 6年10月 1日から改定施行する。

特別養護老人ホーム翁寿園 指定障がい福祉サービス(短期入所)運営規程

第1章 総則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人淡路島福祉会(以下「事業者」という。)が設置する特別養護老人ホーム翁寿園(以下「事業所」という。)において実施する指定障がい福祉サービスの短期入所(以下「指定短期入所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。
- 第2条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定められた 事項を遵守し、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せ つ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定短期入所の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができる よう努めるものとする。
- 3 指定短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、 他の指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指 定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障がい福 祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第2条 名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 翁寿園
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は、10名とする。

(指定短期入所を提供する主たる対象者)

- 第4条 指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - ・身体障がい者
 - ・知的障がい者
 - ・精神障がい者
 - 難病等対象者
- 2 前1項の主たる対象者の中でも、高度の医療ケアが必要な方は除くこととする。

第2章 職員及び職務内容

(職員の区分及び職務内容)

第5条 施設に次の職員を置く。 ※(従来型特養50床を含んだ職員配置)

(1)	管理者 (施設長)	1	名
(2)	事務員	1	名以上
(3)	生活相談員	1	名以上
(4)	介護職員	2	0名以上
(5)	看護職員	3	名以上
(6)	機能訓練指導員	1	名以上
(7)	介護支援専門員	1	名以上
(8)	医師	(1)	名以上
(9)	管理栄養士	1	名以上

- 2 前項に定める者の他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。
- (1) 管理者(施設長)

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者(施設長)の職務の代行をする。

5 名以上

(2) 事務員

(10) 調理員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。

(6)機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(8) 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(9) 栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

栄養士の指示を受けて、給食業務に従事する。

3 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 指定短期入所の内容及び利用料

(指定短期入所の内容)

第6条 事業所で行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り一部介助、全介助を行う。離床、 着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介助を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、できるだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者又は医師及び看護師は、常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、 適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

(4)機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談·援助

常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

- 2 前項に規定するものの他、送迎サービスを行うものとする。
- 第7条 指定短期入所を提供した際には、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定 により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定短 期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者 に対して交付するものとする。
- 3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
 - (1) 食事の提供に係る費用
 - (ア) 朝食 1食につき400円(うち食材料費160円)
 - (イ) 昼食 1 食につき 650 円 (うち食材料費 280 円)
 - (ウ) 夕食 1 食につき 550 円 (うち食材料費 210 円)

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障がい者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当とし

て、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- (2) 居宅に係る光熱水費 1日につき 450円
- (3) 日用品費の実費
 - ○美理容代、喫茶代、出張販売(買い物)の利用及び、日用品(箱ティッシュ 70 円 歯磨き粉 234 円 歯ブラシ 275 円 ポリデント 1 箱 (72 個入) 1,390 円 アルカリ電池 切手等)
- (4) 送迎サービスの提供に係る費用 片道 186円(自宅~事業所間)
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用 を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(送迎の実施地域)

- 第8条 通常送迎を実施する地域は、次のとおりとする。
- (1) 洲本市
- (2) 南あわじ市

第4章 運営に関する事項

(内容、手続き説明及び同意)

第9条 指定短期入所の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用者申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を 記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意 を得る。

(サービス利用の留意事項)

- 第10条 利用者等は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。
 - (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認する。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせすること。

(2) 指定短期入所の開始及び終了

利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、 又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において の日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所を提供する。

(3) 提供拒否の禁止

指定短期入所の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所の提供を拒まない。

(4) サービス提供困難時の対応

通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(5) 指定短期入所の取扱方針

指定短期入所は、利用者の状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況 を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

(6) 掲示

指定短期入所を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制、その 他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 指定短期入所の提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(個人情報の保護)

- 第11条 指定短期入所事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 2 施設は、障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあら かじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

- 第12条 提供した指定短期入所に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定短期入所に関し、市町村等の自治体から指導又は助言を受けた場合においては、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じる。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第16条 非常災害に備えて施設設備の点検整備を行い、避難・救出・その他必要な訓練を年2 回以上実施する。
 - (1)消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
 - (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
 - (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第6章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応)

第14条 現に、指定短期入所の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第15条 事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、記録や報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合またはその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に実施すること。
- 2 利用者に対する指定短期入所の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を行う。
- 4 利用者に対する指定短期入所の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第7章 身体拘束の禁止

(身体拘束の禁止)

- 第16条 施設は、入所者の行動を制限する身体拘束は行わない。ただし、入所者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとする。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第8章 虐待防止のための措置

(虐待防止のための措置)

第17条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待防止委員会の設置(職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。)
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (4) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中及び入居者の居宅において、当該施設の職員又は擁護者(利用者の 家族等)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市等に通 報するものとする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検 討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を 行い、再発防止に努める。

第9章 その他運営に関する事項

(地域等との連携)

第18条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(暴力団等の影響の排除)

- 第19条 施設は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする者その他の 関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において当該相 手方が暴力団員等でないことを書面で誓約させるなどの暴力団排除のための必要な措置を講ず るよう努めるものとする。
- 2 施設は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

(運営内容の自己評価と公表)

- 第20条 事業者は、その提供するサービスについて自己評価を行い、改善を図らなければなら かい
- 2 事業者は前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(その他重要事項)

- 第21条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、 業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
 - (1)採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 事業計画に沿った継続研修の実施
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、利用者等に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入 所の提供の日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に 基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成18年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月1日から改定施行する。
- この規程は、令和 6年10月1日から改定施行する。

三原デイサービスセンターやすらぎ 指定通所介護・総合事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人淡路島福祉会が開設する三原デイサービスセンターやすらぎ(以下「通所介護事業所」という)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者(以下「通所介護従事者」という)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を 図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名 称 三原デイサービスセンターやすらぎ
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護 の提供にあたるものとする。 また管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画 を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 看護職員 2名以上
- (4) 介護職員 6名以上
- (5)機能訓練指導員 1名以上(看護師と兼務) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 管理栄養士 1名(翁寿園と兼務)
- (7)調理員 5名以上(翁寿園と兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から金曜日までとする。

但し、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時00分までとする。

(指定通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日25人とする。

(指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

- 第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その所定の額とする。(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する。)
 - (1) 入浴サービス
 - (2) 給食サービス
 - (3) 生活指導(相談·援助等)
 - (4) レクリエーション
 - (5)機能訓練
 - (6) 健康チェック
 - (7) 送迎
- 2 指定通所介護事業所は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に 要する費用
 - (2) 指定通所介護に通常要する時間を越える指定通所介護であって、利用者の選定に係る ものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介 護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
 - (3)食費
 - (4) おむつ代
 - (5) 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされることが適当と認められる費用
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払に同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域は、南あわじ市と洲本市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

2 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等 を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対処方法)

- 第10条 通所介護職員等は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生 じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければ ならない。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - (1)消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
 - (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
 - (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(苦情処理)

第12条 提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(従業者の質の確保)

- 第13条 通所介護事業所は、従事者の質的向上図るための研修の機会を設け、また、業務体制 を整備する。
- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者(看護師、介護福祉士、介護支援専門員、 介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者 を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるもの とします。

第14条(秘密保持等)

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 従事者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族を保持する義務あるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人淡路島福祉会と事業所の 管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 通所介護事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるもの

とする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待防止委員会の設置(職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する)
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (4) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 通所介護事業所は、サービス提供中入居者の居宅において、当該事業所の職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は速やかに、これを市等に通報するものとする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束の禁止)

- 第16条 通所介護事業所は、利用者の行動を制限する身体拘束は行わない。ただし利用者の生命または身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざる場合には事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとする。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(暴力団等の影響の排除)

- 第17条 通所介護事業所は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする ものその他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時に おいて当該相手型が暴力団員等でないことを書面で誓約させるなどの暴力団排除のための必要 な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 通所介護事業所は、その行う事業に関して書面により契約を締結する場合において契約の相 手方が暴力団員等であることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することで きる旨を定めるよう努めるものとする。

(会計の区分)

第18条 通所介護事業所は、指定介護福祉施設サービスの事業会計とその他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第19条 通所介護事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 通所介護事業所は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し完結の日から2年間保存する。

(法令との関係)

第20条 この規定に定めのない事については、厚生労働省並びに介護保険法の法令に定めると ころによる。

附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日より改定施行する。
- この規程は、平成18年7月1日より改定施行する。
- この規程は、平成23年12月1日より改定施行する。
- この規程は、平成26年4月1日より改定施行する。
- この規程は、令和1年5月3日より改定施行する。
- この規程は、令和3年4月1日より改定施行する。
- この規程は、令和4年1月12日より改定施行する。
- この規程は、令和5年1月1日より改定施行する。
- この規程は、令和7年1月1日より改定施行する。

翁寿園保育所 運営規定

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人淡路島福祉会(以下、「法人」という)が設置する翁寿園保育 所(以下、「保育所」という)の運営並びに利用に関する事項について定め、適正な特定地域 型保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当保育所は、良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、乳 幼児が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 2 当保育所は、乳幼児の意思及び人格を尊重して、常に乳幼児の立場に立って、特定地域型保育を提供するよう努める。
- 3 当保育所は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市、他の保育施設及び 地域子供・子育て支援事業を行う者との密接な連携に努める。
- 4 当保育所は、乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するなど、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(所在地及び定員)

第3条 保育所は次の所在地に設置する。

兵庫県南あわじ市八木寺内字池尻 373 番地の1

2 定員は7名とし、内地域枠2名、従業員枠5名とする。

(提供する特定地域型保育の内容)

第4条 当保育所は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準 じ、事業の特性に留意して、乳幼児の心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供する。

(対象者)

- 第5条 特定地域型保育の提供においては、市より保育所の利用が決定された又は保育の実施の 委託を受けた乳幼児とする。
- 一時預かり事業においては、保育所の利用対象者は以下の要件を満たす健康な乳幼児とする。
 - (1) 原則として法人に勤務する職員(以下「保護者」という)が育児する子であること。ただし、職員以外の乳幼児を受け入れることができる。
 - (2) 原則として1歳以上小学校就学前であること。ただし、法人の許可がある場合は、生後 10 か月以上であれば1歳未満であっても受け入れることができる。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第6条 当保育所が、特定地域型保育を提供するにあたり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 保育所長 1人

保育所長は、特定地域型保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 3人以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づき、すべての乳幼児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 事務職員等

事務職員、栄養士、看護師等は、特別養護老人ホーム翁寿園の職員が当保育所の当該業務 を兼ねて行う。

(保育の種類)

- 第7条 保育の種類は以下の2通りとする。
 - (1) 月極め保育(1ヶ月以上の長期にわたって保育サービスを提供)
 - (2) 一時保育(1日単位で保育サービスを提供)

(開所日及び休所日)

- 第8条 保育所の開所日は月曜日から土曜日とする。
- 2 当保育所は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休所日とする。
 - (1) 年末年始(12月30日から1月3日まで)
 - (2) 日曜日
- 3 当保育所は、前2項の規定にかかわらず、保育の提供を行う上で、必要があるとき又はやむ を得ない事情があるときは、あらかじめ保護者に情報提供を行い、前項に規定する休所日に保 育を提供することがある。
- 4 当保育所は、地震・火災・台風等の非常災害が発生した場合、またこれが予想される場合には、臨時に休所日とする場合がある。
- 5 第1項に定める開所日にあっても利用者が皆無となることが予想される場合には、臨時に休 所日とする場合がある。

(利用許諾)

- 第9条 特定地域型保育の提供においては、市が行った利用調整により保育所の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、保育所はこれに応じる。
- 2 一時預かりの提供においては、事前に入所申込書を提出しなければならない。
- 3 特定地域保育及び一時預かりの提供の開始に際しては、予め、重要事項を記載した書面より、保護者とその内容を確認する。
- 4 利用の申し込みがあった場合でも、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申し込みを許諾しないことがある。
 - (1) 保育所の職員の配置人数上、新たな乳幼児を受け入れることができないとき
 - (2) 保育所の利用定員の上限で、新たな乳幼児を受け入れることができないとき
 - (3) 保育所の運営に支障をきたすと法人が認めるとき
 - (4) 前各号の他、許諾しないことについて、合理的理由があると法人が認めるとき

(利用の解消)

- 第 10 条 特定地域型保育において、乳幼児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終 了するものとする。
 - (1)子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 保護者から保育所の利用に係る取り消しの申し出があったとき。
 - (3) 市が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
- 2 一時預かりにおいて、乳幼児が次のいずれかに該当するときは保育の提供を終了するものする。
 - (1) 保護者または乳幼児が保育所運営方針に従わない場合もしくは保育所に不利益をもたらした場合。
 - (2) 乳幼児が集団保育に適さないと法人が判断した場合。

(送迎)

第 11 条 乳幼児の送迎は原則として事前に身分証明書の提出をした保護者が行わなければならない。ただし予め届け出た場合には代理の者も行うことができる。

(非常時の対策)

- 第12条 保育所では地震・火災等の緊急事態に備え、定期的に避難訓練等を実施する。
- 2 乳幼児が急病にかかった場合、あるいはけがをした場合には第18条に定める顧問医療機関 の医師による診察・診療を受けさせることがある。

(事故)

第13条 保育中に事故が発生した場合には、法人加入の賠償責任保険・傷害保険により対応する。ただし、保護者またはその代理による乳幼児の送迎中の事故に関しては、法人は責任を負わない。

(保育時間)

第14条 保育時間は原則として以下の時間とする。

標準時間8:30 ~ 18:00短時間9:00 ~ 17:00

延長保育(短時間) 8:30 ~ 9:00、17:00 ~ 18:00

(保育料金)

- 第 15 条 特定地域型保育の保育料金は、乳幼児の居住する市町村が定める額とする。なお、別途教材、行事等の費用がかかる場合がある。
- 2 一時預かりの保育料金は料金表のとおりとする。

(欠席)

第16条 保護者は、乳幼児の都合により欠席させる場合には必ず前日までに保育所に連絡をしなければならない。病気またはやむを得ず緊急な事由がある場合は速やかに連絡しなければならない。

2 乳幼児または乳幼児の同居の家族に学校保健法第19条で規定される伝染病が発生し、他の 乳幼児に感染する恐れがあると認められた場合には利用を見合わせ、保護者は速やかに保育所 に連絡しなければならない。なお、その後の登所に際して保護者は登所届を保育所に提出しな ければならない。

(体調不良時)

第17条 保育前の検温で、体温が37.5度を超える日は保育を受けることができない。また、37.5度以下の場合においても、明らかに体調を崩しており集団保育が困難な状態と職員が判断した場合には、保育を受けることができない場合がある。

2 保育中に体調が悪くなった場合や何らかの事故が発生した場合の緊急時には、勤務先あるい は緊急連絡先に連絡し、対処法を相談することがある。

(長期欠席)

第 18 条 保護者の意思によって保育所を長期欠席する場合には、長期欠席をする月の前月 2 0 日までに保育所に長期欠席届を提出しなければならない。

(退所)

第19条 保護者の意思によって保育所を退所する場合は、退所日の1ヶ月前までに退所届を保 育所に提出しなければならない。

2 月途中に退所する場合であっても、当該月の保育料の全額を支払わなければならない。

(健康管理)

第20条 保育所では毎月身体測定、年2回内科検診・歯科検診を実施する。

2 顧問医療機関は次のとおりとする。

(内科検診)

名 称:医療法人 うしお会 八木病院

所在地:南あわじ市八木寺内1147番地

電話:0799-42-6188

(歯科検診)

名 称:正木歯科

所在地:南あわじ市八木寺内1311番地2

電 話:0799-42-5770

(非常災害対策)

第21条 当保育所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第22条 当保育所は、乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な 体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

- 第23条 当保育所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当保育所は、小学校、他の保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者及びその他の機関に対して、乳幼児に関する情報を提供する際には、予め文書により、乳幼児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合若しくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

- 第24条 当保育所は、その提供した特定地域型保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- 2 当保育所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当保育所は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当保育所は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

- 第25条 当保育所は、特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - (1) 特定地域型保育の提供にあたっての計画
 - (2) 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 苦情の内容等の記録
 - (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則

本規程は平成22年5月1日から施行する。

本規程は平成26年1月1日から改定施行する。

本規程は平成27年4月1日から改定施行する。

本規程は平成27年5月1日から改定施行する。

本規程は平成28年4月1日から改定実施する。

本規程は平成29年4月1日から改定施行する。 本規程は令和元年12月13日から改定施行する。 本規程は令和5年5月1日から改定施行する。